

令和4年度 座間味村 PR ラジオ制作・放送業務 仕様書

この仕様書は「令和4年度 座間味村 PR ラジオ生放送業務」に必要な事項を定めるものであり、本書に定めの無い事項にあっても委託者が業務遂行上必要があると認められたものについては、業務受託者は契約金額の範囲以内で業務を実施するものとする。

1 業務の内容

座間味村の魅力を最大限に PR できるラジオ番組を制作・放送する。

2 番組内容

出演者自らが村内でアクティビティを体験し、それを踏まえて座間味村の魅力を PR する。

3 放送日

令和4年6月1日～令和4年8月31日のうち1日

4 放送するラジオ局

指定なし

5 放送枠

指定無し

6 番組の制作・放送に関して、甲（村）と乙（受託者）は、次のとおり業務を分担するものとする。

（1）甲（村）

- ア 放送用原稿（台本）の作成に必要な情報、資料などを乙に提供する。
- イ 乙が作成した放送用原稿の内容を確認し、必要であれば内容の変更・修正を乙に指示したうえで、放送を承認する。

（2）乙（受託者）

- ア 放送日の放送枠を確保する。
- イ 番組収録のための場所・設備を確保する。
- ウ 甲が提供する情報、資料及び体験したアクティビティに基づき放送用原稿（台本）を作成する。
- エ 放送用原稿を甲に提出し、放送内容等について承認を得る。

- オ 提出した放送用原稿について、甲に変更・修正を指示された場合は直ちにこれに応じる。
- カ 甲に承認された放送内容と、甲が指示した放送予定に基づき、責任をもってこれを放送する。
- キ 災害などの緊急事態により、放送内容に変更が生じる場合には速やかに甲へ申し出て協議を行うこと。

7 その他

この仕様に関して疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。